

入札説明書「工事監理業務」

国立療養所菊池恵楓園 総合診療棟新築整備工事監理業務に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

1. 手続開始の公示日 令和8年7月7日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所菊池恵楓園 事務部長 鶴見 肇之

〒861-1113 熊本県合志市栄 3796 番地

3. 業務の概要

(1) 業務名 国立療養所菊池恵楓園 総合診療棟新築整備工事監理業務

(2) 業務の目的

本業務は、国立療養所菊池恵楓園総合診療棟新築整備工事の「工事監理業務」を行うものである。詳細は別添の特記仕様書による。

(3) 業務内容 主な業務内容は下記工事に伴う工事監理を行う業務である。

総合診療棟新築工事（鉄骨造一部木造地上1階建）：建築面積約 4,180 m²、
延べ面積約 4,074 m²、渡り廊下新築工事（鉄骨造地上1階建）：建築面積約
35 m²、渡り廊下解体工事：延べ面積約 335 m²

上記にかかる電気設備工事、機械設備工事 一式

(4) 履行期間 契約締結日～令和10年1月31日

(5) 電子調達

① 本業務は、資料の提出等を電子調達システムにより行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。この申請の窓口及び受付期間は、以下のとおりである。

1) 受付窓口：国立療養所菊池恵楓園 会計課 施設管理係

住所 〒861-1113 熊本県合志市栄 3796 番地

TEL 096-248-1131 内線 774 FAX 096-248-4570

2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応募者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

以下、本入札説明書において紙入札方式による場合は、全て発注者の承諾を得たことを前提として行われるものである。

(6) その他

本業務の契約書（案）、仕様書、入札心得は別添1～別添3のとおりである。

4. 入札参加者に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 厚生労働省競争参加資格における令和 7・8 年度九州・沖縄地域の建築関係建設コンサルタント業務に係る「A 等級」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 厚生労働省から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (6) 平成 28 年度以降に契約履行が完了した以下の同種又は類似業務を元請けとして行った実績を有すること。
- ① 同種業務：延べ面積 1,000 m²以上の病院（病棟・診療機能を含む）施設の新築、増築又は改修工事の工事監理
 - ② 類似業務：延べ面積 1,000 m²以上の福祉施設の新築、増築又は改修工事の工事監理
- (7) 管理技術者は一級建築士であること。
- (8) 管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者は、参加表明書及び技術資料の提出者の組織に所属していること。
- (9) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること。
- (10) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（特定後又は入札未契約の業務を含む。）が原則として 4 件未満であること。
- (11) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成 28 年 4 月以降に同種又は類似工事に携わった実績があること。
- (12) 主たる分担業務分野（総合分野）の業務を再委託しないこと。
- (13) 電気分野、設備分野において、参加表明書料の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、他の参加表明書の提出者の協力事務所となっていないこと。
- (14) 再委託先である協力事務所が厚生労働省の建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格者である場合は、当該協力事務所が厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (15) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続して

いる者でないこと。

(16) 総合分野の主任担当技術者は一級建築士の資格を有するものであること。

電気設備分野の主任担当技術者は設備設計一級建築士、建築設備士又は1級電気工事施工管理技士の資格を有するものであること。

機械設備分野の主任担当技術者は設備設計一級建築士、建築設備士又は1級管工事施工管理技士の資格を有するものであること。

(17) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(18) 業務実施方針及び手法を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(19) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(20) 競争への参加を希望する者は、別紙1「保険料納付に係る申立書」及び別紙2「自己申告書」を令和8年7月30日（木）までに提出すること。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第3号）第15条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、様式6に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業 務 内 容
建 築 (総合)	令和6年国土交通省告示8号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」

電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(21) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

5. 担当部局

〒861-1113 熊本県合志市栄 3796 番地
 国立療養所菊池恵楓園 事務部会計課施設管理班
 電話 096-248-1131 F A X 096-248-4570
 電子メール kakitani-kazuyoshi@mhlw.go.jp

6. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成要領

参加表明書の様式は、様式1～7、A4判に示すとおりとする。

(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 管理技術者及び主任担当技術者及び担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3、様式4）

管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）担当技術者（様式4：各担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。

① 氏名

技術者の氏名を記載する。

② 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（参加表明書の提出期限時現在）を記載する。

③ 所属、役職

技術者の所属する部署及び役職を記載する。

④ 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、「11.（3）技術評価点を算出するための基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記載する。

⑤ 平成28年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

a) 「平成28年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」とは、以下のイ）～ハ）すべての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

イ) 平成28年4月1日以降に契約履行が完了した工事監理業務実績

ロ) 本業務において担当する分担業務分野での工事監理業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担

業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

ハ) 以下を満たす施設の工事監理業務実績

- ・同種業務の実績における対象工事は、延べ面積 1,000 m²以上の病院（病棟・診療機能を含む）施設の新築、増築又は改修工事とする。
- ・類似業務の実績における対象施設は、延べ面積 1,000 m²以上の福祉施設の新築、増築又は改修工事とする。

イ) 該当する業務実績について、以下の項目を記載する。

イ) 業務名称及び PUBDIS (※) 登録の有無

PUBDIS への登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等の PUBDIS の「会社コード」を記載すること。

※PUBDIS とは、(社) 公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。

ロ) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、() 内に事業主を記載する。

ハ) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を () 内に記載すること。

ニ) 業務概要

同種又は類似のうち該当するものに○をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

ホ) 履行期間

- ｃ) 記載する件数は 1 件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、PUBDIS に登録されている場合は、技術資料に PUBDIS に登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等の PUBDIS の「会社コード」を記載すれば、契約書の写しを提出する必要はない。

- ⑥ 令和 3 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した官公庁発注の営繕事業に係る業務実績について、以下のイ)～ホ) の項目を記載する。なお、複数の実績がある場合は最新の実績 3 件を記載すること。

記載された業務実績については、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知等の写し）を添付すること。

イ) 業務名

ロ) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、() 内に事業主を記載する。

ハ) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方

を（ ）内に記載すること。

ニ) 分担業務分野及び携わった立場

ホ) 履行期間

⑦ 手持ち業務の状況

令和8年7月1日現在における手持ちの工事監理業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）について、以下のa)～e)の項目を記載する。

a) 業務名

b) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。

c) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託先を受けた契約相手方を（ ）内に記載すること。

d) 業務概要

対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わっている分担業務分野及び立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

e) 履行期間

2) 協力事務所の名称等（様式5）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。なお、当該事項がない場合は（様式4）を提出しなくてもよい。）

3) 新たな分担業務分野の追加（様式6）

参加表明書の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、以下の項目を様式に従い記載すること。

① 新たに追加する分担業務分野

② 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容

③ 分担業務分野を追加する理由

④ 氏名

技術者の氏名を記載する。

⑤ 生年月日

技術者の生年月日及び年齢（参加表明書の提出期限時現在）を記載する。

⑥ 所属、役職

技術者の所属する部署及び役職を記載する。

⑦ 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、「11. (3)②における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記載する。

⑧ 「平成28年4月1日以降の当該分野における同種又は類似業務の実績」「平成28年4月1日以降の当該分野における同種又は類似業務の実績」については、該当する業務のうち、最新のもの3件を記載すること。また、「施設等概要及び担当した分担業務分野

の内容」には、当該施設概要及び業務内容を具体的に記載すること。

4) 追加資料

提出された参加表明書において、管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者が同一の支社に属していない場合、次の資料を提出すること。(様式自由)

- ① 提出者の各担当者が複数の支社にいる場合は、各支社の管理建築士の証明書の写しを提出する。
- ② 提出者の各担当者が複数の支社にいる場合は、次の資料を提出する。
 - a) 各担当者に対して
 - ・健康保険被保険者証の写し
 - ・源泉徴収票の写し
 - b) 事業者に対して
 - ・各担当者の過去3ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し
 - ・各担当者の過去3ヶ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し
 - ・各担当者の健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - ・各担当者の市町村民税等の特別徴収税額の通知書の写し

5) 業務実施方針及び手法(様式7)の作成及び記載上の留意事項

① 基本事項

業務実施方針及び手法は工事監理業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。具体的な工事監理作業は、契約後に技術資料に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術資料、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない参加表明書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 業務実施方針及び手法の作成要領

業務実施方針及び手法の様式は、別添(様式7)に示されるとおりとする。

③ 業務実施方針及び手法の作成及び記載上の留意事項

業務の実施方針、取組体制、工事監理チームの特徴、特に重視する工事監理上の配慮事項(様式7)に記載する内容を除く。)、その他の業務実施上の配慮事項等をA4判1枚簡潔に記述する。

なお、記載にあたっては以下の事項に留意すること。

- a) 提案は文書での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- b) 視覚的表現については文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の工事監理またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- c) 具体的な設計図、模型(模型写真を含む)、透視図等(コンピュータグラフィックスによるものを含む。)を使用してはならない。
- d) 提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。

7. 参加表明書の提出方法及び提出期限

(1) 電子調達システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 配布された様式（様式1～様式7）を基に作成を行うものとする。
- ② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量 10MB 以内とすること。

申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は、必要書類一式（電子調達システムとの分割は認めない。）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）若しくは電送又はメールにより提出するものとする。

- ③ 参加表明書の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、指定のファイル容量を超えて郵送になる場合は、押印すること。
- ④ プリントアウト時に規定の枚数以内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和8年7月30日（木）17時00分まで

提出場所：5. 担当部局に同じ。

提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

8. 競争参加資格の確認等

競争参加資格の確認は、参加表明書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年8月3日までに電子調達システムで通知する。ただし、書面により提出した場合は、書面で通知する。

9. 競争参加資格がないものと認めた理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対して、競争参加資格がないものと認めた理由を電子調達システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては書面をもって、支出負担行為担当官から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子調達システムにより支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないものと認めた理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないものと認めた理由について説明を求めることができる。

① 受付場所：5. に同じ。

② 受付時間：電子調達システムによる場合は、休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

紙入札方式による参加希望者は、9時00分から17時00分まで。

(3) 上記(2)の非選定理由についての回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から

起算して5日（休日を含む。）以内に電子調達システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。

10. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、①の期間内に、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による参加希望者、②に、③の期間内に書面（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

① 電子調達システムによる受付期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月10日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 紙入札方式による受付場所 5. 担当部局に同じ。

③ 紙入札方式による受付期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月10日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

- (2) 電子調達システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。
- (3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に、電子調達システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電送又は電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、①に示す日までに回答を行うものとする。

①参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の2日前

11. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」及び参加表明書（様式1～様式7）をもって入札をし、予決令98条において準用する予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したものうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

調査基準に該当した場合は、積算資料等を提出しなければならない。

積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求める。

積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合がある。

- ② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 技術評価点の算出方法

業務実施方針及び手法の内容に応じ、下記 1)、2) の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は 63 点とし、小数 5 位切り捨て、小数 4 位止めとする。

1) 予定管理技術者の経験及び能力

2) 実施方針など

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 63 \text{ 点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

技術評価の得点合計

$$= 1) \text{ に係る評価点} + 2) \text{ に係る評価点}$$

なお、本業務における技術点の満点は 63 点とする。

技術点の満点は、技術点の配点の合計とする。

③ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとし、小数 5 位切り捨て、小数 4 位止めとする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点 (60 点)} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

④ 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記 1) 及び 2) により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 技術評価点を算出するための基準

業務実施方針及び手法の内容について、以下の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

なお、「実施方針など」、必要な場合は、ヒアリングを行い評価する。

① 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点				配点/評価のウェイト	
		判断基準			小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	管理技術者		-	-
			主任担当技術者	建築	2	10
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	
			担当技術者	建築	2	
				構造	1	
				電気	1	
				機械	1	

技術力	1) に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任及び担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		3	13			
			主任担当技術者	建築	2				
				構造	1				
				電気	1				
				機械	1				
			担当技術者	建築	2				
				構造	1				
				電気	1				
				機械	1				
			※当該担当者等へのヒアリングにより内容を確認することがある。						
			令和3年4月以降に担当した官公庁発注業務の成績評価（複数の実績がある場合は、評価点の平均）	以下の順で評価する。 ①75 点以上の実績がある。（加点） ②①、④以外の実績がある。（加点） ③実績が無い。（0 点） ④65 点未満の実績がある。（減点）	管理技術者		2	7	
					主任担当技術者		建築		2
	構造	1							
電気	1								
機械	1								
計					30				

② 実施方針など

評価項目	評価の着目点		配点/評価のウェイト	
		判断基準		小計
業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	10	25
	業務の実施方針	業務への取組体制、工事監理チームの特徴、特に重視する工事監理上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	15	
計			25	

資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
管理技術者	①一級建築士
建築・構造	①一級建築士
電 気	①設備設計一級建築士、建築設備士 ② 1 級電気工事施工管理技士
機 械	①設備設計一級建築士、建築設備士 ② 1 級管工事施工管理技士

※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※「一級建築士」には「構造一級建築士」及び「設備設計一級建築士」を含む。

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定状況

評価項目	評価の着目点		配点/ 評価の ウェイト
		判断基準	小計
ワーク・ライフ・バランスに関する事項	女性活躍推進法に基づく認定	・行動計画（※２） 0.6 点 ・えるぼし１段階目（※１） 1.2 点 ・えるぼし２段階目（※１） 1.8 点 ・えるぼし３段階目（※１） 2.4 点 ・プラチナえるぼし 3.0 点 ※１ 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※２ 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主で計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ。	3
	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定	・行動計画（令和７年４月１日以後の基準） 0.6 点 ・くるみん（平成２９年３月３１日までの基準） 1.2 点 ・トライくるみん（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準） 1.8 点 ・くるみん（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準） 1.8 点 ・トライくるみん（令和７年４月１日以後の基準） 1.8 点 ・くるみん（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準） 1.8 点 ・くるみん（令和７年４月１日以後の基準） 2.4 点 ・プラチナくるみん 3.0 点	
	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	・ユースエール認定 2.4 点 （複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う）	
計			3

④ 賃金引上げの促進に関する事項

評価項目	評価の着目点	配点/ 評価の ウェイト
	判断基準	小計
賃金引上げの促進	事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。	5
計		5
合計		63

(4) 評価内容の担保

落札者は、業務実施方針及び手法の内容を契約書及び業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。

12. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 締切日時

① 電子調達システムによる場合

令和8年8月27日（木）17時00分

② 紙により持参する場合

令和8年8月27日（木）17時00分

③ 場所 国立療養所菊池恵楓園 会計課 施設管理係

〒861-1113 熊本県合志市栄 3796 番地

(2) 開札日時：令和8年8月28日（金）13時30分

13. 入札方法等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 入札書に記載する金額については、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

14. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

15. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合（電子調達システムにより提出した場合は、立会い不要）においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

16. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けているもの、その他の開札の時において 2. に掲げる要件のないものは、入札参加者に要求される資格のない者に該当する。

17. 手続における交渉の有無 無

18. 契約書作成の要否 要（別添 2 の契約書(案)により契約書を作成するものとする。）

19. 支払条件 完成払い

20. 関連情報を入手するための照会窓口 5. に同じ。

21. その他の留意事項

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 4. (2) に掲げる認定を受けていない単体企業又は 4. (2) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、その者が入札参加者として選定された場合であっても、入札に参加するためには、入札時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(3) 同種又は類似業務の実績については、我が国及び W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(4) 本件業務を受注した建設コンサルタント（再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株

式を保有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

- (5) 参加表明書及び履行確実性の審査のための追加資料に関する費用及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書に虚偽の記載をした場合（PUBDIS に虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、参加表明書又は業務実施方針及び手法を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書を無効とする。

- ・参加表明書、業務実施方針及び手法の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、業務実施方針及び手法と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、業務実施方針及び手法である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

- (7) 参加表明書の取扱い

① 提出された参加表明書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

② 落札者以外の者が提出した業務実施方針及び手法は、電子調達システムにより提出した場合には電子調達システムから業務実施方針及び手法を削除する。紙入札方式により提出した場合には、国立療養所菊池恵楓園会計課施設管理係において廃棄するものとするが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術資料に記載すること。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。

③ 提出された参加表明書は、落札者の決定以外に提出者に無断で使用しない。

- (8) 参加表明書の提出後において、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (9) 第 1 回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子調達、紙による提出が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 30 分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (10) 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

- (11) 競争参加資格書類および契約関係書類等について

- ・担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- ・押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(12) その他

参加表明書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。